

(別紙)「宝塚市犯罪被害者支援条例の全部改正(案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 平成30年(2018年)12月3日(月)～平成31年(2019年)1月8日(火)
 ・提出意見件数 8 件

* ご意見ありがとうございました。

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
1	1	1	他市は早くに支援制度を拡充していたのに宝塚市は遅いのでは？ 一番初めに条例制定している市なので頑張っ欲しい。	【原案のとおりとします】 犯罪被害者等支援条例については、近隣市（尼崎、芦屋、西宮、三田）では平成27年度から平成29年度に施行されましたが、本市でも平成28年度から犯罪被害者等の支援制度拡充に向けて条例改正の検討に入りました。 犯罪被害者等にとって、真に必要な支援内容とするため、犯罪被害者等からの聞き取りや関係機関との協議などに時間を要しました。 なお、犯罪被害者等の相談に応じるために、先行して犯罪被害者相談員による犯罪被害者相談窓口（予約制）を平成29年12月に開設しました。 今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。	
2	2	2	もう少し早急に、対応できなかったのか？ 今頃改正とは？	【原案のとおりとします】 本市では平成28年度から犯罪被害者等の支援制度拡充に向けて条例改正の検討に入りましたが、真に必要な支援内容とするため、犯罪被害者等からの聞き取りや関係機関との協議などに時間を要しました。 なお、犯罪被害者等の相談に応じるために、先行して犯罪被害者相談員による犯罪被害者相談窓口（予約制）を平成29年12月に開設しました。 今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。	

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
3	条例改正・支援内容の拡充全般に関すること		必要な人にのみ必要な支援が届くこと。	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>誰もが犯罪に遭う可能性があり、犯罪に遭った場合には、その直接的な被害にとどまらず、その後の副次的な被害に苦しめられることも少なくなく、社会において孤立してしまうこともあります。これらの犯罪による被害について第一義的責任を負うのは加害者であります。安全で安心して暮らせる社会の実現を図るのは国及び地方公共団体の責務です。</p> <p>また、本市では、犯罪被害者等に真に必要な支援内容とするため、犯罪被害者等からの聞き取りや関係機関と協議をしながら検討した結果、日常生活の支援や精神的な被害からの回復に向けた支援などを新たに設けることにしました。</p> <p>なお、支援の対象として、犯罪により死亡した者の遺族、重傷病を負った者等を中心として限定するとともに、当該犯罪を受けた時に市民であった者に限定しています。</p>	
4			<p>条例の全面改正、ありがとうございます。</p> <p>細かい部分まで被害者に寄り添った改正で宝塚市らしさがちりばめられているように、感じられました。</p> <p>少しでも早く条例が成立することを、希望します。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>本市では、真に必要な支援内容とするため、犯罪被害者等からの聞き取りや関係機関との協議などを行い、改正案を策定してまいりました。</p> <p>今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。</p>	
5			<p>良い条例だと思いますので、スムーズに条例を成立させて欲しいです。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>本年3月市議会へ条例案を提出します。</p> <p>今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。</p>	

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
6	条例改正・支援内容の拡充全般に関する事		良い改正案だと思います。 ぜひとも実施して欲しい。	【原案のとおりとします】 今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。	
7	条例改正・支援内容の拡充全般に関する事		今日FM宝塚の放送聞きました。被害者の気持ちを考える機会に接しました。 条例改正には、賛成していますので、担当者様頑張って下さい。	【原案のとおりとします】 今回のような支援内容の拡充により、今後も犯罪被害者等へ寄り添った支援の取組を推進してまいります。 また、犯罪被害者等が置かれている状況やその状況を踏まえた支援の重要性などについて、広報及び啓発に努めてまいります。	
8	地域の防犯に関する事		居住地域で犯罪があった事を地域全体で注意喚起することを広報で伝え、地域全体の安全を守ってほしい。 又、地域安全のためにポイントごとに防犯カメラの設置を早急をお願いしたいと思います。	【今後の施策の参考とさせていただきます】 各地域での犯罪情報については、兵庫県警察の「ひょうご防犯ネット」において個人的なプライバシーに配慮しながらも配信されていますので、ご活用ください。 防犯カメラの設置につきましては、本市では、平成29年度から平成31年度末までの3箇年で市域全体の主要道路の交差点等を中心に防犯カメラを設置するための取組を行っており、個人のプライバシーに配慮しながら現在114台のカメラを設置、運用しています。 また、地域団体を対象に、防犯カメラの購入や取付工事に要する経費に対し、1箇所につき8万円を上限として補助も行っていますので、地域での防犯カメラの設置もご検討ください。	